

第13章 税金の控除等

1 税金の控除

(1) 所得税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が所得税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除 35 万円が加算されます。

ウ 窓口……徳山税務署 (☎ 0834-21-1010)

ただし所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係

(2) 市県民税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が市県民税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除 23 万円が加算されます。

ウ 窓口……市課税課市民税二担当 (☎ 0834-22-8273) 又は各総合支所

(3) 相続税の障害者控除

ア 対象者……相続又は遺贈により財産を取得した者が障害のある者 (85 歳未満) である場合、次の控除が受けられます。

イ 内容

一般障害者控除	特別障害者控除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。

ウ 窓口……………徳山税務署 (☎ 0834-21-1010)

2 税金の非課税

(1) 市県民税の非課税

ア 対象者……………心身障害者の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………市課税課市民税二担当 (☎ 0834-22-8273) 又は各総合支所

(2) 個人事業税の非課税

ア 対象者……………両眼の視力が0.06以下の方で、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で行っている方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………山口県周南県税事務所 (☎ 0834-33-6416)

(3) 利子所得等の非課税 (マル優)

ア 対象者……………身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人等

イ 内容

種類	適用対象	非課税限度額
少額預金の利子所得等	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券	左記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子
少額公債の利子	国債及び地方債	左記の額面の合計額が350万円までの利子

ウ 窓口……………各金融機関等

3 税金の減免

自動車税 (種別割・環境性能割) 及び軽自動車 (種別割・環境性能割) の減免

①対象者……………心身障害者の方で、次の表に該当する方

※障害者本人が運転される場合と、生計を一にする者又は常時介護する者が運転される場合では、対象範囲が異なります。

障害の区分	身体障害者手帳	
視覚障害	1級から4級まで	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害※	3級（喉頭摘出者のみ※）	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由※	1級から6級まで	
体幹不自由※	1級から3級まで及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（両上肢のみ）
	移動機能※	1級から6級まで
心臓機能障害	1級及び3級	
腎臓機能障害	1級及び3級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級まで	
肝臓機能障害	1級から3級まで	
知的障害者	療育手帳A	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級	

②減免の対象となる自動車（1人の障害者につき1台に限る。）

- 1 障害者が所有（取得）する自家用自動車であって、障害者が自ら運転する車
- 2 障害者が所有（取得）する自家用自動車又は障害者と生計を一にする者が所有（取得）する自家用自動車で、もっぱら障害者の通学、通院、若しくは生業のために使用するもの。

※生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合、下肢・体幹・移動機能障害（両下肢に障害があるもの）は1級から3級までが対象、音声機能障害は対象外

③窓口

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）…山口県周南県税事務所（☎ 0834-33-6414）
 軽自動車税（種別割）…市課税課市民税一担当（☎ 0834-22-8271）又は各総合支所